

台東区男女平等推進行動計画

はばたきプラン 21

台東区女性活躍推進計画

台東区配偶者暴力防止基本計画

台東区困難な問題を抱える女性支援基本計画

【概要版】

令和 7 年 3 月
台東区

計画の趣旨

台東区では、すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参加し、喜びと責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すことを目的として「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を策定し、区の施策を総合的・計画的に進めてきました。

平成 27 年 1 月には、区における男女平等の推進について基本となる事項を定めた「東京都台東区男女平等推進基本条例」を施行し、同年 3 月には、条例に基づく計画として第 4 次行動計画、令和 2 年 3 月には、第 5 次行動計画を策定し、「誰もが自分らしく生きられる男女平等参画社会」の実現に向けた取組を推進してきました。

長年の様々な取組により、男女平等参画は前進してきましたが、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女平等参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています。加えて、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、配偶者等からの暴力の増加・深刻化や非正規雇用労働者が多い女性の雇用不安・生活困窮などの問題も顕在化しています。

こうした状況のなか、第 5 次行動計画の計画期間が令和 6 年度で終了することから、「はばたきプラン 21」推進会議の答申、また、令和 5 年度に実施した男女平等に関する台東区民意識調査の結果や第 5 次行動計画の評価を踏まえ、新たに第 6 次行動計画を策定しました。

計画の位置づけ

台東区男女平等推進行動計画（はばたきプラン 21）は、東京都台東区男女平等推進基本条例及び男女共同参画社会基本法に基づく計画であるとともに、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「台東区女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「台東区配偶者暴力防止基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「台東区女性支援基本計画」として位置づけます。

本計画は、「台東区基本構想」の趣旨や「台東区長期総合計画」を踏まえ、「台東区行政計画」、「台東区次世代育成支援計画」「台東区多文化共生推進プラン」等の諸計画と調和・連携する計画として策定するものです。

計画の期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

計画の基本理念と基本目標

<台東区基本構想に掲げる将来像>

世界に輝く ひと まち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝くひとまちたいとう」の実現を目指します。

すべての人々が、性別にかかわらず、個人として尊重され、喜びと責任を分かち合い、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会を実現するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

台東区男女平等推進行動計画の基本理念

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための ジェンダー平等社会の実現

基本理念のもと、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」(ジェンダーの視点)を区政運営の横断的な視点として、3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標 1】
あらゆる分野への
男女平等参画の
推進

【基本目標 2】
職業生活における
女性の活躍推進

【基本目標 3】
誰もが安心して
暮らせる環境の
整備

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

計画の評価指標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗状況を管理します。

基本目標1 ▶ あらゆる分野への男女平等参画の推進

●評価指標

| 評価指標名 | 根拠となるデータ | 現状 (令和5年度) | 計画目標 (令和11年度) |
|--------------------------------|----------------------|---------------------------|------------------|
| 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合 | 男女平等に関する 台東区民意識調査 | 【全体】 88.1% | 増加 |
| | | 【男性】 85.6% | 増加 |
| 審議会等における女性委員の割合 | 審議会等への女性の参画状況調査 | 27.6% (令和6年 4月1日現在) | 35% |
| 女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合 | 男女平等に関する 台東区民意識調査 | 6.7% | 30% |

基本目標2 ▶ 職業生活における女性の活躍推進

●評価指標

| 評価指標名 | 根拠となるデータ | 現状 (令和5年度) | 計画目標 (令和11年度) |
|--------------------------------|----------------------|---------------|------------------|
| 職場での男女差別が「特にない」と思う人の割合 | 男女平等に関する 台東区民意識調査 | 38.8% | 50% |
| 仕事、家庭生活、個人の生活の調和がとれていると考える人の割合 | 男女平等に関する 台東区民意識調査 | 10.0% | 30% |
| 台東区が子育てしやすいと感じる割合 | 次世代育成支援に関するニーズ調査 | 55.2% | 増加 |

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

●評価指標

| 評価指標名 | 根拠となるデータ | 現状 (令和5年度) | 計画目標 (令和11年度) |
|--------------------------------|--------------------|---------------|------------------|
| DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験がある人の割合 | 男女平等に関する台東区民意識調査 | 21.2% | 減少 |
| セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人の割合 | 男女平等に関する台東区民意識調査 | 13.1% | 減少 |
| 乳がん検診受診率 | 健康づくりと医療に関する区民意識調査 | 51.2% | 60% |
| 子宮頸がん検診受診率 | 健康づくりと医療に関する区民意識調査 | 53.7% | |
| 人権が守られていないと考える区民の割合 | 台東区民の意識調査 | 33.2% | 減少 |

【計画推進の基盤】 ジェンダーの視点による区政運営の推進

●評価指標

| 評価指標名 | 根拠となるデータ | 現状 (令和5年度) | 計画目標 (令和11年度) |
|-----------------------------|------------------|---------------|------------------|
| 台東区男女平等推進基本条例の認知度 | 男女平等に関する台東区民意識調査 | 31.1% | 50% |
| 台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21の認知度 | 男女平等に関する台東区民意識調査 | 27.2% | 30% |
| 男女平等推進プラザの認知度 | 男女平等に関する台東区民意識調査 | 18.6% | 30% |
| 係長級以上の女性行政系職員の割合 | 女性の活躍に関する情報公表 | 30.5% | 40%以上 |
| 男性職員の育児参加休暇取得率 | 女性の活躍に関する情報公表 | 62.2% | 100% |
| 男性職員の出産支援休暇の取得率 | 女性の活躍に関する情報公表 | 73.0% | 100% |

計画の施策体系図

〈台東区基本構想に掲げる将来像〉

世界に輝く
ひと
まち
たいとう

【計画の基本理念】多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるためのジェンダー平等社会の実現

基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

施策1 ジェンダー平等意識の形成

施策2 意思決定過程への男女平等参画の推進

施策3 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

台東区女性活躍推進計画

施策4 女性の就業・登用・起業の機会拡大

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

施策6 子育て世代・介護者への支援

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

台東区配偶者暴力防止基本計画

施策8 あらゆる暴力の防止への取組

施策9 生涯を通じた男女の健康支援

施策10 困難を抱える方への支援の充実

台東区女性支援基本計画※

施策11 誰もが自分らしく生きられる社会の実現

計画推進の基盤 ジェンダーの視点による区政運営の推進

施策1 男女平等参画の総合的推進

施策2 男女平等推進プラザの機能強化

施策3 国・東京都・企業・NPO等との連携

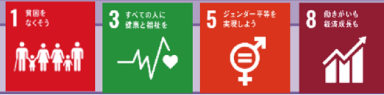
※女性支援基本計画は施策7、施策8及び計画推進の基盤の施策3も対象になる事業があります。

取組の方向性



- ①男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実
- ②男性への男女平等参画の取組
- ③ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供
- ①審議会等への男女平等参画の推進
- ②区民が立案・参画する機会の増加
- ③区民の社会・地域活動への参加の促進
- ①男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

取組の方向性



- ①働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援
- ②女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援
- ③区における働き方の変革と女性の活躍推進
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援
- ③出産・育児・介護に対する職場の理解の促進
- ①多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実
- ②子育てに関する支援者の育成
- ③子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援
- ④ひとり親家庭等への支援
- ⑤介護者への支援
- ⑥男性の家事・育児・介護への参画支援

取組の方向性



- ①DV相談業務の充実と関係機関との連携
- ②DV被害者の安全の確保と自立支援
- ③配偶者等からの暴力を防止するための取組
- ①ハラスメント防止のための取組
- ②ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携
- ③性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供
- ①女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実
- ②生涯を通じた健康づくりの推進
- ③成長過程に応じた性に関する理解の促進
- ①困難な問題を抱える女性への支援
- ②若年層の性的搾取の防止に関する啓発
- ③高齢者への支援
- ④障害者への支援
- ①性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備
- ②外国人向け情報提供及び相談事業の充実
- ③ヤングケアラー問題への対応

取組の方向性



- ①全庁的な推進体制
- ②職員に対する教育・研修体制の充実
- ③施策・事業を推進するための評価体制づくり
- ①区民との協働による活力ある運営
- ②相談事業の充実
- ③男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上
- ①国・東京都・企業・NPO等への積極的な働きかけと連携

基本目標 1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

施策（1）ジェンダー平等意識の形成

① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

情報誌「はばたき 21 通信」など、区が情報発信する様々な媒体を活用し、法制度の周知や、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発を行うとともに、男女平等参画を取り巻く今日的課題についての講座を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。講座を開催する際は、子育て世代の方が安心して参加できるよう託児サービスを実施します。

また、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。

② 男性への男女平等参画の取組

男性の育児・介護への参画を促進するため、料理教室や介護教室などを実施するとともに、講座等の場を通じて、地域における交流の促進と居場所づくりを支援します。

③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行うとともに、保護者や教職員の意識を高めるための講座や研修を実施します。

施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進

① 審議会等への男女平等参画の推進

審議会等における女性の積極的登用を促進するため、ガイドラインを活用し、職務指定の要件緩和を進めるとともに、女性委員の推薦を積極的に働きかけます。

また、女性の積極的登用を着実に進めるため、毎年、状況調査を実施します。

② 区民が立案・参画する機会の増加

審議会等に区民が参加することより、区民の視点による区政運営を促進するため、ガイドラインを活用し、公募委員枠の拡大などの取組を進めます。

また、男女平等推進プラザの各委員会に区民が主体的に参加することにより、区民の視点による運営を促進します。

③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

地域の課題に、ジェンダーの視点を取り入れるため、地域活動における男女平等参画を推進するとともに、区内で活躍するNPOの紹介や講座などの機会を通じて、市民活動への参画を促進します。

施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

地域防災計画に基づき、性差などから生じる様々なニーズに対応した防災対策を進めるとともに、意思決定過程への女性の参画の推進や女性リーダーの育成を図ります。

また、講習会や講座などの機会を通じて、地域や家庭における日頃からの備えなど、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

さらには、発災直後から発生する生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談体制を整備します。

基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進

施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大

① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

講座の実施や、広報誌・パンフレットの配布等を通じて、法制度の周知を進めるとともに、事業主行動計画の策定方法や支援制度の紹介、ハラスメントの防止に関する周知・啓発を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を認定することにより、企業イメージの向上と、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援

女性の就労をサポートするため、スキルアップなどの講座を実施するとともに、就業相談や企業に対する雇用相談を実施します。

また、これから起業を目指す人や、すでに起業した人を対象とした講座を実施するとともに、起業家同士の交流の促進を図ります。

③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

女性活躍推進法により、区が策定した「女性職員活躍のための台東区特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の改善や年次有給休暇の取得等の促進を図ります。

また、性別にとらわれない任用を行うとともに、職員・教職員を対象としたハラスメントの防止を進めるための研修を実施します。

施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現

① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

区民や区内事業者に対して、講座の開催やパンフレット等による情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、関係する法律や制度の周知を行います。

また、体験型の講座を実施することで、男性の家事や育児・介護への意識を高めます。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

「認定ロゴマーク」の活用による企業イメージの向上や、融資あっせんなど、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に対する支援を実施します。

また、国や都が実施している助成制度、融資制度など、ワーク・ライフ・バランスを進めるために活用できる制度を紹介します。

③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

企業向けセミナーや広報誌、パンフレットなどを通じて、仕事と子育ての両立のための取組や、育児・介護休業制度に関する周知・啓発を図ります。

また、職場における人間関係やハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

施策（6）子育て世代・介護者への支援

① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応えるために、ショートステイ、病児保育、いっとき保育など、安心して子育てできる環境を整備します。

② 子育てに関する支援者の育成

家庭教育支援者を育成するための養成講座を実施することにより、子育てに関する情報の共有、身近で困っている保護者への声かけ、行政機関の支援に繋ぐなど、地域における共助を促進します。

③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

体験型の講座や、子供といっしょに参加できる講座の場を通じて、子育て世代の交流促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センターなど、地域で支える仕組みづくりを促進します。

④ ひとり親家庭等への支援

高等学校進学等の支援など、ひとり親家庭への経済的負担の軽減を図るとともに、ホームヘルパーの派遣など、生活上の援助を行います。

また、離婚によるひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、安定した生活を支援するため、養育費の受け取りに関する各種支援を行います。

⑤ 介護者への支援

介護サービスや、介護者への支援の充実に取り組むことで、介護者の負担軽減を図るとともに、区職員や関係機関向けの研修及び講演会等を行い、ヤングケアラーに関する周知啓発を図ります。

⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援

男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座等の場を通じ、保護者や介護者の交流促進と居場所づくりを支援します。

台東区配偶者暴力防止基本計画

施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

① DV 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターを中心として総合的な支援を行うとともに、児童虐待との関連性を含めた被害者の早期発見のため、関係機関との情報共有を図ります。

② DV 被害者の安全の確保と自立支援

緊急の保護を要する被害者に対し、一時保護を実施するとともに、就業、住居等を含めた日常生活の再建、心理的な被害から回復するためのサポートを実施します。

③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

相談案内カード、パンフレット、パネル展など、あらゆる機会を捉えて配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発を図ります。

また、被害者の孤立を防止し、早期に相談機関に繋げるため、支援者を対象とした研修、講座を実施します。

施策（8）あらゆる暴力の防止への取組

① ハラスメント防止のための取組

研修、講座、パンフレット、パネル展などを通じて、ハラスメントの防止を呼び掛けるとともに、ハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスをを行います。

② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

ストーカー行為は、重大な人権侵害であることを呼び掛けるとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法の周知や、被害者支援の体制整備を図ります。

また、弁護士相談などを活用することで、問題解決に向けたアドバイスをを行います。

③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

パネル展、ポスター、リーフレット、SNS など、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンや SNS 等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

施策（9）生涯を通じた男女の健康支援

① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

女性医師による健康相談、乳がん・子宮頸がんに関する講座などを通じて、生涯のライフステージごとに直面する健康課題に対応するとともに、心身両面の健康づくりを支援します。

また、感染症予防に関する講演会や、様々な媒体による情報提供を実施します。

② 生涯を通じた健康づくりの推進

各種検診の実施、受診後の健康改善に向けた指導、健康に対する正しい知識や意識を高めてもらうための学習会、講習、講演会などの様々な方法により、生涯を通じた健康づくりを支援します。

③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進

自分や周囲の人の身体を大切に扱うことができるよう、成長過程に応じた性に関する理解の促進を図ります。

台東区女性支援基本計画※

施策（10）困難を抱える方への支援の充実

※女性支援基本計画は施策7、施策8及び計画推進の基盤の施策3も対象になる事業があります。

① 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、関係機関や民間団体等の関係者により構成される支援調整会議を設置するとともに、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。

② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

パネル展、ポスター、リーフレット、SNS など、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンやSNS等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

③ 高齢者への支援

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、講座などを通じて社会・地域活動への参加の促進や健康づくりを支援します。また、日常生活を送るうえでの必要な支援を行います。

④ 障害者への支援

障害者が、自らの選択により就業や学習、地域活動などに参画できるようにするための支援や環境の整備を行います。

施策（11）誰もが自分らしく生きられる社会の実現

① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

研修、講座、パンフレットなど、あらゆる機会を捉えて、多様な性のあり方に関する理解の促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する悩みを抱える方への相談を実施し、解決に向けたアドバイスをを行います。

また、同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するための支援について検討します。

② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実

「やさしい日本語」の普及・啓発や、多言語による情報提供、日本語学習の支援、交流事業等を実施するとともに、日本語の理解が十分でない子供や保護者を支援するため、通訳者の派遣や講師による日本語の指導を行います。

また、言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重しあい、誰もが社会の構成員として活躍できる「多文化共生の地域社会」を実現するため「多文化共生推進プラン」に基づき取組を進めます。

③ ヤングケアラー問題への対応

発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

(1) 男女平等参画の総合的推進

① 全庁的な推進体制

② 職員に対する教育・研修体制の充実

台東区人権・多様性推進委員会のもと、ジェンダーの視点に立った区政運営を推進するため、任用におけるジェンダー平等の推進、ハラスメントの防止やジェンダー平等に関する研修の実施、男女平等参画の視点に立った広報や情報発信を行うための表現ガイドラインの活用など、全庁的な取組を推進します。

③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

施策・事業を着実に進めるため、計画事業の進捗状況の把握や区民意識調査を実施するとともに、「はばたきプラン 21」推進会議を中心とした評価体制づくりを行います。

(2) 男女平等推進プラザの機能強化

① 区民との協働による活力ある運営

男女平等推進フォーラムの開催、各種講座の実施、情報誌の発行など、様々な場面において、男女平等推進プラザの各種委員会や区民団体との協働による企画・運営を推進します。

② 相談事業の充実

カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスをを行います。

③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

情報誌、パネル展、情報コーナーなど、あらゆる機会を捉えて男女平等参画に関する意識啓発を行うとともに、拠点施設である「男女平等推進プラザ」の認知度を向上させるための取組を実施します。

(3) 国・東京都・企業・NPO 等との連携

① 国・東京都・企業・NPO 等への積極的な働きかけと連携

法律や制度の整備・充実など、区の権限を超える課題については、国や東京都に要請します。また、DV 被害者の支援といった広域対応が必要な取組については、国や東京都、他自治体と連携して進めていきます。

さらに、企業や NPO などの市民活動団体と連携・協働することで、事業の効果的な推進を図ります。

台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21

【概要版】

発行年月：令和7年3月（令和6年度登録第78号）

発行：台東区

編集：台東区 総務部 人権・多様性推進課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話 03(5246)5816